

令和6(2024)年度

事業の実績報告



学校法人北海道星槎学園

I 法人の概要

1 法人の目的

学校法人北海道星槎学園は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、世界の平和と社会に貢献する有能な人材を育成することを目的とする。(寄附行為第3条)

2 建学の精神と教育基本理念

学校法人北海道星槎学園が設置する星槎道都大学(以下「本学」という。)は、昭和53(1978)年4月、オホーツク圏に位置する北海道紋別市において、大学名称を「道都大学」として開学した。開学以来、建学の精神に「百折不撓と奉仕の精神」を掲げ、いかなる困難にも耐え、たえず前進する強靱な精神をもって学問・技芸の修得にのぞみ、私益の追求だけでなく国家・社会に広く貢献する奉仕の精神を有する専門的職業人の育成を教育理念としてきた。平成29(2017)年4月、大学名称を「星槎道都大学」に改称したことを機に、加入する一般社団法人星槎グループ(以下「グループ」という。)の全ての教育機関共通の建学の精神となる「社会に必要とされることを創造し、常に新たな道を切り開き、それを成し遂げる。」へ建学の精神を変更した。それにともない、大学の使命を「先行きの予測が困難な複雑で変化の激しい現代社会に必要とされることを創造するとともに、社会の持続的発展を実現するため学術研究を通じて常に新しい道を切り開き、すべての人々が共生しえる社会の実現に貢献すること」とした。さらに教育の理念も「必要とする人々のために新たな道を創造し、人々が共生しえる社会の実現をめざし、それを成し遂げる。」に変更し、必要とする人々のために新たな道を創造し、人々が共生しえる社会の実現をめざし、それを成し遂げることのできる豊かな教養と専門知識および技術を身につけた課題探究能力および創造力に富んだ有為な人材を育成することとした。さらに、星槎の三つの約束「人を認める・人を排除しない・仲間を作る」のもと、共生社会の実現に資する「共感理解教育」を実践していくこととした。

共感理解教育とは、身のまわりや地域にある課題を学修の対象とすることで、学生自身が感じ、考えることを促進し、それを仲間と共に学び合い、共有共鳴することで、社会との関わりや世界とのつながりを理解し、自分の命とそれを取り巻くものの大切さを学んでいくものである。その実践を通じて、新たな発見と感動、自らの動機付けを基礎に自分自身を育て、仲間を作ることで相手を認め、命のつながりや自分の役割を理解するとともに、生涯学び続け、主体的に考え、予測困難な時代に未来を切り開いていく「生ききる力」を培っていく。

また、大学名称並びに建学の精神の変更に伴い、「星槎道都大学学則」(以下「学則」という。)第1条において「本学は建学の精神と教育の理念に基づき、広い分野の総合的な知識と深く専門の理論および応用を教授研究し、豊かな教養と専門知識および技術を身につけた課題探究能力および創造力に富んだ有為な人材を育成することを目的とし、もって文化の創造発展と共生社会の実現に貢献することを使命とする。」に、平成30(2018)年4月より星槎道都大学の目的および使命も変更した。

3 法人の沿革

| | |
|-------------------|---|
| 昭和 39(1964)年 12 月 | 学校法人北海道産業学園設立 北海道産業専門学校の本科及び予科高等部設置 |
| 昭和 40(1965)年 4 月 | 北海道産業専門学校開設 |
| 昭和 41(1966)年 1 月 | 北海道産業短期大学設置認可 |
| 昭和 41(1966)年 4 月 | 北海道産業短期大学開設 設置学科－経営科、建設科 |
| 昭和 48(1973)年 3 月 | 北海道産業専門学校の予科高等部廃止 |
| 昭和 51(1976)年 4 月 | 北海道産業短期大学を道都短期大学と校名変更 学校法人北海道櫻井産業学園と法人名を改称 |
| 昭和 53(1978)年 2 月 | 道都大学(紋別市)設置認可 |
| 昭和 53(1978)年 4 月 | 道都大学開設(社会福祉学部、美術学部) |
| 昭和 59(1984)年 12 月 | 北海道産業専門学校校舎移転(広島町より札幌市へ) |
| 昭和 62(1987)年 4 月 | 北海道産業専門学校を道都総合専門学校と校名変更 |
| 平成 3(1991)年 4 月 | 道都短期大学を道都大学短期大学部と校名変更 |
| 平成 4(1992)年 4 月 | 道都国際学園を道都国際観光専門学校と校名変更 |
| 平成 8(1996)年 4 月 | 道都大学美術学部、札幌キャンパス(北広島市)へ移転 |
| 平成 12(2000)年 12 月 | 道都大学経営学部(経営学科)設置認可 |
| 平成 13(2001)年 3 月 | 道都国際観光専門学校廃止 |
| 平成 13(2001)年 4 月 | 道都大学経営学部開設 |
| 平成 14(2002)年 3 月 | 道都大学短期大学部廃止 |
| 平成 17(2005)年 4 月 | 道都大学社会福祉学部、北広島市へ移転 |
| 平成 25(2013)年 2 月 | 学校法人国際学園と連携合意書調印 |
| 平成 26(2014)年 4 月 | 道都大学通信教育科開設 |
| 平成 27(2015)年 12 月 | 学校法人国際学園と包括連携協定調印 |
| 平成 28(2016)年 4 月 | 学校法人北海道星槎学園と法人名を改称 星槎グループへ加入 |
| 平成 29(2017)年 4 月 | 道都大学を星槎道都大学と校名変更 |
| 平成 29(2017)年 9 月 | 星槎道都大学留学生別科日本語専攻開設 |

4 設置する学校及び学部・学科等

| 設置する学校 | 学部・学科等 | 開校年月 | 摘要 |
|--------|--------------|-------------|----|
| 星槎道都大学 | 社会福祉学部社会福祉学科 | 昭和 53 年 4 月 | |
| | 美術学部デザイン学科 | 昭和 53 年 4 月 | |
| | 美術学部建築学科 | 昭和 53 年 4 月 | |
| | 経営学部経営学科 | 平成 13 年 4 月 | |
| | 留学生別科日本語専攻 | 平成 29 年 9 月 | |

5 学校・学部及び学科等の学生数の状況

※令和 6(2024)年 5 月 1 日現在

| 学校名 | 学部・学科等 | 入学定員 | 収容定員 | 現員数 | 備考 |
|--------|--------------|------|--------|--------|----|
| 星槎道都大学 | 社会福祉学部社会福祉学科 | 60人 | 240人 | 179人 | |
| | 美術学部デザイン学科 | 40人 | 160人 | 199人 | |
| | 美術学部建築学科 | 40人 | 160人 | 199人 | |
| | 経営学部経営学科 | 120人 | 480人 | 459人 | |
| | 計 | 260人 | 1,040人 | 1,036人 | |
| | 留学生別科日本語専攻 | 30人 | 30人 | 5人 | |

6 役員の概要

※令和6(2024)年5月1日現在

(定員数)理事8人～10人、監事2人 (現員数)理事9人、監事2人

| 区分 | 氏名 | 常勤・非常勤の別 | 摘要 |
|------|--------|----------|---|
| 理事長 | 飯浜 浩幸 | 常勤 | 平成23年4月理事就任 平成25年11月常務理事就任 平成26年3月常務理事退任 令和4年4月理事長就任 (星槎道都大学学長) |
| 常務理事 | 酒井 純一 | 常勤 | 平成25年1月理事就任 平成25年5月理事退任 平成25年11月理事就任 平成26年3月理事退任 平成27年4月常務理事就任 (法人本部長・星槎道都大学副学長) |
| 理事 | 小早川 俊哉 | 常勤 | 令和3年4月理事就任 (星槎道都大学副学長・社会福祉学部長) |
| 理事 | 由水 伸 | 常勤 | 令和3年4月理事就任 (星槎道都大学学長補佐・図書情報館長) |
| 理事 | 佐藤 尚正 | 非常勤 | 令和2年4月理事就任 (星槎札幌もみじキャンパス長) |
| 理事 | 里見 英樹 | 非常勤 | 平成25年3月理事就任 (株式会社メディア・マジック代表取締役) |
| 理事 | 澤口 文裕 | 非常勤 | 令和5年4月理事就任 (星槎もみじ中学校校長) |
| 理事 | 津田 昭彦 | 非常勤 | 令和4年4月理事就任 (学校法人国際学園職員) |
| 理事 | 前田 豊 | 非常勤 | 令和4年10月理事就任 (学校法人国際学園理事・星槎国際高等学校校長) |
| 監事 | 澤田 和宏 | 非常勤 | 平成27年4月監事就任 (学校法人西野学園教育顧問) |
| 監事 | 万字 達 | 非常勤 | 令和4年4月監事就任 (神戸・万字・福田法律事務所弁護士) |

7 評議員の概要

※令和6(2024)年5月1日現在

(定員数)17人～21人 (現員数)19人

| 分類 | 氏名 | 在任年月 | 主な現職等 |
|----|--------|--------|--|
| 1号 | 飯浜 浩幸 | 18年1ヵ月 | 理事長・星槎道都大学長 (評議員就任：平成18年4月1日) |
| 2号 | 酒井 純一 | 15年1ヵ月 | 常務理事・法人本部長・星槎道都大学副学長 (評議員就任：平成21年4月1日) |
| | 信濃 吉彦 | 4年10ヵ月 | 星槎道都大学経営学部長 (評議員就任：令和元年7月1日) |
| | 谷口 昌弘 | 3年1ヵ月 | 星槎道都大学事務局長 (評議員就任：令和3年4月1日) |
| 3号 | 遠藤 基一 | 8年1ヵ月 | 同窓会役員・日本アクセス北海道株式会社取締役 (評議員就任：平成28年4月1日) |
| | 佐藤 善太郎 | 3年1ヵ月 | 同窓会役員・星槎道都大学図書情報副館長 (評議員就任：令和3年4月1日) |
| | 佐藤 司 | 2年1ヵ月 | 同窓会役員・(福)後志報恩会ウイリング和光施設長 (評議員就任：令和4年4月1日) |
| 4号 | 安藤 淳一 | 8年1ヵ月 | 星槎道都大学学長補佐・美術学部長 (評議員就任：平成28年4月1日) |
| | 上野 正三 | 10年1ヵ月 | 北広島市長 (評議員就任：平成26年4月1日) |
| | 小早川 俊哉 | 6年1ヵ月 | 理事・星槎道都大学副学長・社会福祉学部長 (評議員就任：平成30年4月1日) |
| | 齋藤 範之 | 10年1ヵ月 | 星置調剤薬局代表取締役 (評議員就任：平成26年4月1日) |
| | 佐藤 尚正 | 10年3ヵ月 | 理事・星槎札幌もみじキャンパス長 (評議員就任：平成26年1月26日) |
| | 里見 英樹 | 11年2ヵ月 | 理事・株式会社メディア・マジック代表取締役 (評議員就任：平成25年3月1日) |
| | 澤口 文裕 | 1年1ヵ月 | 理事・星槎もみじ中学校校長 (評議員就任：令和5年4月1日) |
| | 辻口 賢 | 2年10ヵ月 | みらいコンサルティング株式会社札幌支社長 (評議員就任：令和3年7月1日) |
| | 津田 昭彦 | 2年1ヵ月 | 理事・学校法人国際学園職員 (評議員就任：令和4年4月1日) |
| | 前田 豊 | 4年1ヵ月 | 理事・学校法人国際学園理事・星槎国際高等学校校長 (評議員就任：令和2年4月1日) |
| | 松山 さとみ | 1ヵ月 | 星槎国際高等学校 教頭・帯広学習センター長 (評議員就任：令和6年4月1日) |
| | 由水 伸 | 9年1ヵ月 | 理事・星槎道都大学学長補佐・図書情報館長 (評議員就任：平成27年4月1日) |

8 教職員の概要

※令和6(2024)年5月1日現在

(教員)

| 学 科 | 教 授 | 准教授 | 講 師 | 助 教 | 計 | 兼任 | 計 |
|--------|------------|------------|------------|----------|------------|------------|--------------|
| 社会福祉 | 12 (12) | 6 (5) | 6 (7) | 0 (0) | 24 (24) | 11 (7) | 35 (31) |
| デザイン | 6 (6) | 4 (3) | 0 (1) | 0 (0) | 10 (10) | 16 (18) | 26 (28) |
| 建 築 | 5 (5) | 4 (4) | 2 (2) | 0 (0) | 11 (11) | 3 (4) | 14 (15) |
| 経 営 | 10 (11) | 3 (4) | 10 (7) | 0 (2) | 23 (24) | 20 (18) | 43 (42) |
| 合 計 | 33 (34) | 17 (16) | 18 (17) | 0 (2) | 68 (69) | 50 (47) | 118 (116) |
| 内 特任教員 | 16 | 1 | 1 | 0 | 18 | — | — |

※学長を含む。()内は令和5年度

(職員)

| | 法人 | 事務系 | 技術系 | 医療系 | 計 |
|--------|----------|------------|----------|----------|------------|
| 本 務 | 2 (1) | 42 (42) | 3 (3) | 0 (0) | 47 (46) |
| 契 約 | 0 (0) | 6 (10) | 3 (3) | 0 (0) | 9 (13) |
| 臨 時 | 0 (0) | 7 (2) | 0 (0) | 0 (0) | 7 (2) |
| 計 | 2 (1) | 55 (54) | 6 (6) | 0 (0) | 63 (61) |
| 兼務(教員) | 0 (0) | 2 (2) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (2) |
| 合 計 | 2 (1) | 57 (56) | 6 (6) | 0 (0) | 65 (63) |

※()内は令和5年度

II 事業の概要

1 事業の背景と基本方針

近年の高等教育機関を取り巻く環境は、生き残りをかけた極めて厳しい競争的時代が到来している。18歳人口が減少し続けており地方私立大学を中心に定員割れする大学が増加し、2024年度は約6割が定員割れを起こしている。さらにグローバル化やデジタル化の進展により大学の国際的な競争も激化しており、教育の質の向上や研究活動の強化、ハイブリットやリモート教育の推進への対応など、社会の変化に対応するための新しい教育プログラムの導入、その教育の質の維持が求められている。また、学生数の減少にともない多くの高等教育機関が財政面での困難に直面しており、効率的な法人・大学運営や多様な資金調達の方策が求められている状況にある。

この法人は、昭和39(1964)年12月に学校法人北海道産業学園として法人登記され、以来、専門学校、短期大学、大学において実務に強い人材の育成を理念とし、60年間にわたり多くの有益な人材を輩出してきた。中でも星槎道都大学(旧・道都大学)は昭和53(1978)年4月、オホーツク圏の紋別市に当時としてはユニークな社会福祉学部と美術学部を擁する大学として開学した。平成8(1996)年には美術学部を道都大学短期大学部が置かれていた北広島市に移転、平成13(2001)年には短期大学部を改組転換し新たに経営学部を開設、平成17(2005)年には社会福祉学部を北広島市に移転して、現在、小規模ながら3学部4学科を設置する総合大学として歴史を重ねている。

新たな挑戦として平成26(2014)年4月に通信教育科、平成29(2017)年4月に留学生別科を立ち上げ、同時に大学名を「星槎道都大学」に改称し、新たなスタートを切った。また、学校法人の運営強化を図るため、平成28(2016)年4月に学校法人国際学園との業務連携を発展させ、国際学園が加入する星槎グループへ正式加入し、それを機に法人名を「学校法人北海道星槎学園」に改称し、更なる経営の安定化を図った。

令和6(2024)年度の事業にあっては、中期計画の最終年度となることから掲げた次の基本方針の達成に向け、社会的ニーズに応えるべく総合的な改革を進めるとともに、教育・研究等を力強く推進するための方策を実施した。

(1)教育目標の要点

- 1)建学の精神「社会に必要とされることを創造し、常に新たな道を切り開き、それを成し遂げる。」のもと、以下の能力、知識および態度等を身につけた人材を育成する。
 - ①すべての人々が共生する社会の実現に資する意志や態度
 - ②すべての人々が共生する社会の基盤となる専門分野における知識、技能およびこれらを実践的に活用する能力
 - ③すべての人々が共生する社会で必要となる教養
 - ④課題探求能力をもって自ら問題を発見し、論理的に思考し、解決に導く態度
 - ⑤身のまわりや地域にある様々な問題に関心を持ち、自己の意見を的確に表現するとともに、自らの責任を自覚し、問題解決のためにすべての人々と協働することができる態度

2)経営、スポーツ、福祉、教育、デザイン、アート、建築等各学部・学科の専門的知識や技術の修得はもとより、その専門知を生かして狭い専門領域を超えて統合し、共生社会の創造に貢献する優れた人材を育成する。

3)スポーツ・障がい者スポーツ指導者などスポーツ人材養成を強化し、スポーツの星槎道都大学の地位を確立する。

4)ボールパークを始めとして地域に広く題材をとった教育研究を推進し、地域社会の中核を担える人材を育成する。

5)上記の人材育成により就職率100%を目指す。

(2)地域共生型大学及び国際的な大学の構築

地域社会に学ぶとともに、社会人入試、通信教育、公開講座および講演会等の生涯学習機会の提供や地域との共同事業を通じ、共に成長する地域共生型の大学を構築する。また、留学生が多数入学し、その卒業生が世界で活躍する国際的な大学を構築する。

(3)教育研究体制の基盤整備

専門的職業人育成のため教育研究体制の基盤整備と内外の諸団体との連携を含めた国際化、情報化への対応力の拡充を目指す。

(4)総合経営力の強化

着眼「世界」着手「地域」のグローバル人材を育成する社会的使命を果たすため、効果的且つ効率的な特色ある教育手法を駆使することにより、財政基盤を含む総合経営力を強化する。

(5)組織風土の改革

経営・教育に関する諸施策の策定・実行・評価の各段階において、部門間、部門内の情報・意見の徹底的交流を図ることによる総力結集型の職場風土を確立する。

2 令和6(2024)年度の主な事業の目的・計画及びその進捗状況

(1)教育研究改革

1)学生の実態やニーズに応じた体系的・組織的な教育に取り組み、教育課程の継続的な改善を図ることで、教育の質保証を確保する。

①単位制度の実質化

大学設置基準第21条第2項に規定される「一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。」に基づき、同項第1～3号に定める適切な授業時間を確保するとともに、授業時間外に必要な学修をシラバスに準備学習及び事後学習の所要時間として記載し、単位制度の実質化に継続して取り組んだ。また、令和6(2024)年度も「大学での学び実態調査」を継続実施し、教室外学修の実態把握を行った。

②教育課程の抜本的な改革

令和6(2024)年度は、「学部、学科の教育研究上の目的」、「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」を抜本的、且つ体系的に改訂し、時代変化に対応する新たな教育課程を適用した。また、併せて新カリキュラム導入を受けて、「星槎道都大学成績評価基準及び履修単位数の上限設定等に関する規程(令和2(2020)年4月1日改訂)」の一部改訂を実施した。

③学修成果・教育成果の可視化の推進

学生カルテ・ポートフォリオシステムにより、ディプロマポリシー(卒業認定・学位授与の方針)に沿った学生の学修成果の可視化(レーダーチャート化)を実施している。学生は、各授業科目の単位を取得することにより、学びで得られた学修の成果(DPの達成度)をPCやスマートフォンを通して確認することが可能となり、客観的な指標をもって次年度学修計画を策定することができるようになった。また、教職員はこれらの一元管理された情報により、学生一人ひとりの成長に合わせた修学支援を実施した。

また、令和5(2023)年度導入の教育成果の可視化やディプロマサプリメントのシステムによる学修成果及び教育成果の可視化や「ティーチング・ポートフォリオ」の導入により、一層の教育の質改善に取り組んでいる。

④特色ある教育プログラムの開発等

令和3(2021)年度より、全学部・学科対象のプログラムとして、全24プログラムとなるサブメジャー(副専攻)・プログラムを導入し、学生の幅広い興味や関心に応え更なる可能性を伸ばす機会の提供、資格取得による社会へのスムーズな接続、メジャー(主専攻)・プログラムの学びで身に付けた知識・技能等を実践・応用へと繋ぐことを目的とする特色ある教育プログラムを提供している。また、本年度の時間割もクォーター(4学期)制を導入し、短期集中型授業実施による教育効果の向上を図る取り組みを行っている。

なお、サブメジャー(副専攻)・プログラムは、次のとおりとなる。

| 【資格・免許取得講座】 | | | |
|-------------|------------------|-----|----------------------|
| No. | プログラム名 | No. | プログラム名 |
| 1 | 社会福祉プログラム | 6 | 上級日本語プログラム |
| 2 | 特別支援学校教員養成プログラム | 7 | 幼稚園教員養成プログラム |
| 3 | スポーツ指導者プログラム | 8 | 小学校教員養成プログラム |
| 4 | 障がい者スポーツ指導者プログラム | 9 | 介護職員初任者研修プログラム |
| 5 | グローバル英語プログラム | | |
| 【知識拡大講座】 | | | |
| 1 | ポールパークプログラム | 7 | 社会福祉施設経営者養成プログラム |
| 2 | 地域共生学科別プログラム | 8 | WEBデザインプログラム |
| 3 | みらい創造プログラム | 9 | インターシップ・キャリアプログラムⅠ～Ⅳ |
| 4 | 防水・治水プログラム | 10 | 海外短期留学プログラム |
| 5 | イラスト・マンガプログラム | 11 | 海外研修プログラム |
| 6 | 経営学・会計学プログラム | | |
| 【受験対策講座】 | | | |
| 1 | 福祉士国家試験対策プログラム | 3 | 教員採用試験対策プログラム |
| 2 | 公務員試験対策プログラム | 4 | 宅地建物取引士試験対策プログラム |

2)各学部・学科の専門的知識や技術の修得はもとより、その専門知を生かして狭い専門領域を超えて統合し、共生社会の創造に貢献する優れた人材を育成するために、学生と教員が互いに知的成長ができる能動的な学修への質的な転換を図る。

①学修ポートフォリオの利用促進

学生カルテ・ポートフォリオシステムの導入により、学生が能動的に取り組んだゼミ等の学修成果や主体的に取り組むインターンシップ等実習活動をポートフォリオとして記録することを可能とし、学修の質的な転換に向け取り組んでいる。本年度もシステムの利用促進のための啓発を学務委員会等で実施した。

②TA・SA活用による教育の充実

研究生及び学部在学する学業及び人物ともに優秀な学生を授業補助指導者(令和5年度名称変更)として採用し、教育課程の授業科目の教育的補助業務に従事させることにより、賃金支給による経済的支援を行うとともに、学部教育の充実に資することを目的にTA・SA制度を設けている。令和6(2024)年度は、引き続き建築学科授業科目の実技・演習科目において、前期2人・後期3人の延べ計5人のSAを採用した。

③履修アドバイザーによる学生指導の強化

GPA制度及びCAP制度に基づく修学指導を行う履修アドバイザー制度により、履修アドバイザーによるきめの細かい就学支援・履修支援を令和6(2024)年度も継続的に実施した。

④FDを通してのアクティブラーニング等の授業開発等

令和3(2021)年度よりシラバスの記載項目「アクティブラーニング実施の有無」を「アクティブラーニングの実施方法」に変更し、令和6(2024)年度も授業科目実施にあつ

て、アクティブラーニングを取り入れるよう教員の啓発活動に取り組んだ。

また、本学では専門委員会としてFD推進委員会を設置し、FD活動の推進を図っている。令和6(2024)年度も所属の専任教員全員がFD活動に参加し、具体的成果として、次のとおり全学FD研修会及び学科別FD研修会を実施するとともに、活動の点検・査定・改善等をFD推進委員会で審議した。また、学生による授業評価の取組(各クォーター1回・全4回)を実施し、授業等の改善に努めた。

・全学FD研修会(全てライブ配信又はオンデマンド型)

第1回「科学研究費補助金申請について・研究活動におけるコンプライアンス及び研究倫理について」

第2回「授業における生成AIの使用効果と利用上の注意点について」

第3回「令和6年度学生FD推進委員会～学修改善のPDCAサイクル確立に向けて～」

第4回「令和6年度授業改善アンケート優秀教育賞受賞者講話」

・学科別FD研修会

【経営学科】

第1回「初年度教育についての検討」(対面形式)

第2回「新学務システムポータルサイト(LMS)を活用した授業運営方法」(対面形式)

【社会福祉学科】

第1回「教育におけるICT活用-生成AIを取り入れた授業実践事例報告」(オンライン形式)

【デザイン学科】

第1回「『教育・授業能力』の改善-PDCAサイクル活用での授業の内容及び方法の改善」(対面形式)

【建築学科】

第1回「一級建築士特別養成コースの振り返り」(対面形式)

3) 学生の学修・生活に関する環境や相談体制を整え、総合的な支援を効果的に行う。

① 学生カルテ・ポートフォリオの利用促進

学生カルテ・ポートフォリオシステムの学生カルテ機能として、教職員と学生との個人面談情報等の共有化が図られ、教職員による総合的な学生指導が可能となったことから、それらに基づく有効的な学生指導・支援を実施するための利用促進について、学務委員会等において話し合いを行い、その結果を教職員へ周知し利用促進を図った。また、保護者会の参加者へ示すゼミ担任等の面談記録データをカルテに入力し、保護者を含めた総合的な学生支援体制の整備を行った。

② 履修アドバイザー・担任制度の内容充実

令和6(2024)年度も履修アドバイザー・ゼミ担任・学科サポーター・学年担任による学生支援体制のもと、各学部学科において多様化する学生指導の内容充実に努めた。

③ 学生相談室・保健室・カウンセラー及びアドバイザーの連携強化

令和6(2024)年度も令和3(2021)年度に構築した運営体制のもと、学生相談室(スクー

ルカウンセラー)、保健室、学生生活カウンセラー、学生保健アドバイザー及び留学生生活カウンセラーが連携強化を図り、学生支援相談「学生相談」及び「修学サポート(障害のある学生への合理的配慮)」を実施した。

④中途退学・除籍者の防止対策の強化

令和6(2024)年度も各学科の取り組みとして、入学当初に学生との個人面談を実施し、学生の目的意識、生活状況、履修科目などを確認し、学生個々の状況の把握に努め、的確な修学指導を実施するとともに、学科会議等において教員間の情報交換を密にし、長期授業欠席者の早期発見・指導を実践したほか、成績不良者に対してGPAに基づく修学指導を規程に基づき実施し、退学者防止に努めた。

なお、そのほか中途退学・除籍者の防止のため、次の方策を掲げて中期的視点で継続的な対策を実施している。

- ・新入学生向けオリエンテーションの充実(交流会の実施)
- ・入学前教育「学問サキドリプログラム」アンケート結果に基づく不本意入学者のフォローを実施する。(学科個別面談)
- ・学生相談の機能を強化する。(学生相談室と各カウンセラー及びアドバイザーの連携、学務課と学科の連携・情報共有、WEB相談など)
- ・履修・成績相談の機能を強化する。(履修アドバイザー制度、学生カルテの充実)
- ・各学科の修学指導の取り組みを強化する。(学科サポーター制の導入)
- ・経済的な理由による退学者対策のため修学支援新制度や学内奨学金等の周知を強化する。

⑤課外活動に対する支援

星槎道都大学体育・文化活動後援会からの部活動への助成金を受け、各部活動の活性化が図られた。令和6(2024)年度の各部活動の主な成績・実績は、硬式野球部が札幌6大学野球春季リーグ戦で優勝・秋季リーグ戦準優勝、女子バスケットボール部が北海道大学バスケットボール春季選手権大会・秋季選手権大会で優勝・北海道バスケットボール総合選手権大会(皇后杯北海道予選会)で準優勝、男子バスケットボール部が北海道大学バスケットボール春季選手権大会・秋季選手権大会で優勝、柔道部は北海道学生柔道優勝大会・全日本学生柔道体重別団体優勝大会で女子が優勝、男子が準優勝、剣道部が個人戦で全国大会出場、女子バレーボール部、陸上競技部、男子サッカー部、ラグビー部が道内リーグの強豪校として活躍している。また、文化系部活動19団体も地域交流活動や作品制作活動などに精力的に取り組んだ。

⑥留学生支援の強化等

国際交流センターを中心に、入国に際しての支援や学修支援などの強化、キャリア支援センターにおいて、留学生向けの就職ガイダンスの強化に取り組んだ。また、令和6(2024)年度も留学生と日本人学生の交流を促進するため、学内異文化交流会を年3回開催した。

4) 高等教育の修学支援新制度の実施に伴う、本学独自の経済的支援制度の見直しを行う。

①独自奨学金・経済的支援の削減の継続等

本学独自の奨学金制度として、経済的理由により修学継続が困難となった在籍学生(留

学生を除く)に対し、修学を可能とするために必要な資金の一部を給付、または貸与する星槎道都大学在学学生奨学金を設けている。令和 6(2024)年度の実績としては、学内ワークスタディ奨学生 3 人、3 年生以上が適用となる特待生給費奨学金に 42 人を採用した。また、令和 2(2020)年度から実施された高等教育の修学支援新制度について、文部科学省へ機関要件の確認申請を行い、対象機関の認定を受けた結果、211 人の学生が新制度の適用となり、授業料減免や給付奨学金の対象となった。

なお、令和 6(2024)年度は、令和 7(2025)年度入学生から適用する特待生・スポーツ特待生の学費減免及び各種学費減免特典などの総合的な見直しにともなう関係資料等の訂正を行うとともに、新たに拡充された理工農分野の修学支援新制度の機関要件申請を行い、本学美術学部建築学科が対象機関の認定を受けた。

5) 学生の個性に合わせたキャリア支援を行い、就職率 100%の大学を目指す。

① アセスメントテスト等の実施

全学生に対して令和元(2019)年度よりGPS-Academicテストを導入し、社会人基礎力を判定するとともに可視化している。このことにより学生自身が本人の学修成果や学業成績及び汎用力(思考力、姿勢・態度、経験等)の情報を閲覧することが可能で、次学期の目標設定や学修計画の立案に役立てることができるようになった。また、教職員が可視化情報を共有することにより組織的な学生の学修支援体制が確立された。

② 学生カルテ・ポートフォリオの利用促進

学生の学修成果状況やゼミ担当教員との定期面談状況など、一元管理された情報をもとに学生一人一人へのキャリア支援及び個別面談に活用した。個々の不安解消にむけたアドバイスや進路希望に応じた就職活動への迅速かつ的確な支援として有効活用できた。また、更なる支援を要する学生を対象にハローワーク・ジョブサポーターの協力を得ながら個別面談を月 3~4 回程度実施した。

③ 基礎学力の向上支援

基礎学力不足を感じている学生への支援、または基礎力及び語彙力向上のための支援として、全学年希望者を対象に年 3 回日本漢字能力検定受験を斡旋した。また、公務員志望の学生を対象に基礎学力向上及び公務員試験受験のための「公務員試験対策講座」を開講し 30 人が受講した。なお、途中で進路希望変更・学力不足等により離講する学生が多く発生し、最終的な単位取得者は 10 人となった。

④ キャリア・スキルアップ支援

カリキュラム内に「キャリア支援演習Ⅱ」を設置し、各業界で活躍されている経営者を講師に招き、体験談や業界の実情、働きがいや生き方について学ばせ、「キャリア支援演習Ⅲ」では人事担当者による講話を実施し、将来の自分と向き合う準備の大切さや早期から就職活動スケジュールを把握し、今後に向けて何を準備すべきかを具体的に理解する授業を展開した。また、「デザイン学科対象の専門職志望者のための就活対策講座」や「体育系部活動学生対象就職ガイダンス」を開講し、就職状況の改善を図った。

⑤ 有償型インターンシップなど就業体験の充実

令和 6(2024)年度の新カリキュラム内に必修科目として「キャリア支援演習Ⅰ」を設置し、様々な業界の話聞くことで就職活動の早期意識付けを行い、自身のキャリアを

考えさせるとともに、インターンシップの意義を理解・社会人になるための基本的な知識・常識を学ばせた。また、今後インターンシップや就職活動に臨むための支援として、「インターンシップ・マナー講座」の受講や1年生希望者に「ビジネス能力検定3級」を受験させた。また、インターンシップなどの就業体験を充実させるために学生自身に自己の進路を再探求させ、職業に対する準備度やイメージチェックと進路選択の動機付けを促進させるため「基礎ゼミナールⅡB」の授業の一環として「職業レディネス・テスト」を2年生全員に受験させた。更に短期通常型インターンシップを紹介し延べ59人が参加し、その中でも令和5(2023)年度に包括連携を締結した(株)ファイターズスポーツ&エンターテインメントのインターンシップには3人が参加している。また、北広島市の社会福祉法人北ひろしま福祉会、北海長正会、(株)ヒトコミュニケーションズ、北海道ココ・コーラボトリング(株)、生活協同組合コープさっぽろ、パーフェクトパートナー(株)における長期有償型インターンシップ(通称「きやり・プロ」)を紹介し74人が就業した。

新たな「きやり・プロ」受入れ先として、社会福祉法人北海道リハビリ(北広島市)との包括連携協定を締結した。

⑥個別面談・イベント活動・求人先開拓の強化

令和6(2024)年度も学内または外部における対面式・オンライン式の合同企業説明会または個別企業説明会を開催し、学生を積極的に参加させた。合同企業説明会は年3回実施し、参加企業総数64社、参加学生が延べ500人、個別企業説明会は実施企業42社、参加学生が延べ49人となり、年々参加企業・参加者の規模が拡大している。また、求人先開拓を強化するための訪問・接触企業は、本年度11,447社、獲得求人件数33,007件となった。

⑦資格・免許取得率の向上等

資格等取得支援事業として令和6(2024)年度は、昨年に引き続き社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験受験対策講座、建築士国家試験対策講座、教育職員採用試験対策講座、公務員試験対策講座をサブメジャー・プログラム等として実施し、合格者増に向け取り組んだ。

6) 本学の特色を生かした研究を推進し、研究成果の社会への還元を図る。

①ボールパーク等地域題材研究の推進

星槎道都大学及び学校法人北海道星槎学園の研究者と実務家が発起人となり、令和元(2019)年6月に「日本ボールパーク学会」が設立され、ボールパークを「スポーツを観戦できる球技場や体育館を中心として、その周辺に一体として配置された運動施設、宿泊施設、居住施設、商業施設、公園施設、福利厚生施設及び管理施設等の施設群並びにそれらが配置された場所一帯を指す。」ものと定義して、現在研究が進められている。

②包括連携自治体等との連携による地域連携推進センター活動の推進

本学では、例年、包括連携を締結する北広島市、由仁町及び教育委員会、神恵内村、芦別市を中心に各学部学科が地域との連携事業を多数実施している。令和6(2024)年度の活動内容は地域連携推進センターが作成する2024年度地域連携活動報告書に掲載されている。

③競争的な資金獲得の推進

令和 6(2024)年度も例年同様に各種の競争的な資金獲得へ向け、教育研究支援課において各学部学科へメール案内・説明会の実施等を行った。なお、令和 6(2024)年度は科学研究費助成事業において、「基盤研究(C)一般」2 件、「基盤研究(C)一般」の研究分担者 5 件となった。

④受託研究・共同研究の推進

星槎道都大学受託研究取扱規程(H19.11.22 施行)及び星槎道都大学受託事業取扱規程(R05.06.26 制定)の整備し、受託研究・共同研究の受入整備を行っている。令和 6(2024)年度は受託研究・受託事業共に受入れはなかった。

⑤個人・学内共同研究の推進

令和 6(2024)年度も個人研究費として 30 万円(研究費 20 万円、研究旅費 10 万円)、学内共同研究費として各学部毎に年間 50 万円を予算化し、教員の研究活動の促進に努めた。

また、学内共同研究費については、経営学部申請の「数理・データサイエンス・AI教育の手法改善に関する研究」1 件を継続交付、社会福祉学部申請の「キャンパスソーシャルワーカーの現状と課題」1 件及び美術学部申請の「実用マンガ制作の教育的効果に関する研究」、「展示活動を通して学生の主体性を育むことの可能性を探る実践的研究」2 件を新規に採択した。

7)教育研究の成果を効果的に社会に還元するとともに、地域社会の活性化に寄与する活動を行う。

①附帯通信教育事業・公開講座・講演会等の提供

生涯学習機会の提供や地域との共同事業を通じ、共に成長する地域共生型の大学を構築するため、令和 6(2024)年度も附帯教育事業として、保育士養成課程(通信 3 年制)、社会福祉士養成課程(通信一般 1 年 9 カ月)、精神保健福祉士養成課程(通信一般 1 年 9 カ月・通信短期 10 カ月)、精神保健福祉士実習指導者講習会、介護職員初任者研修を実施した。

また、地域連携・地域貢献の観点より市民及び地域の住民へ向けて、北広島市・星槎道都大学連携講座や春の公開講座 10 講座、秋の公開講座 16 講座を実施した。

②大学開放行事・大学施設開放

令和 6(2024)年度も大学祭 6 月開催を大学開放・施設開放行事として位置づけ、クラブ・サークルやゼミなどによる展示やステージ発表、模擬店の出店が実施され、多くの地域住民が来学した。

③地域共同事業等への参画

令和 6(2024)年度も地域の課題解決に積極的に貢献するとともに、学生等の地域との共同事業等への参画を推進することを目的に、次の活動等に参画した。

- ・第 10 回 北の酒まつり in 北広島(北の酒まつり実行委員会、北広島商工会)
- ・アイスクャンドル作り(広島神社)
- ・第 37 回ふれあい雪まつり(北広島市観光協会)
- ・2025 北海道オープン雪合戦 in 北広島(北海道雪合戦連盟)
- ・第 18 回元気フェスティバル in きたひろしま 2023(北広島市)
- ・公民館事業きたひろシャベル(北広島市)

- ・きたひろしま農園 MAP作成(北広島市)
 - ・地域キャンパス PROJECT～北広島市保健福祉部健康推進課×DESIGN(北広島市)
 - ・子ども発達支援センターのパンフレット作成(北広島市)
 - ・北広島市共創パートナー登録制度ロゴデザインの作成(北広島市)
 - ・選挙投票所来場者カード及びポケットティッシュ広告デザインの作成(北広島市)
 - ・運動会用フェンスの壁面飾り(すずらん保育園)
 - ・ふるさと祭り&ふれあい雪まつりポスター制作及びワークショップ活動(北広島市)
 - ・燃やせるごみ中継施設見学者スペース展示用ピクチャーレールデザイン作成(北広島市)
 - ・発達に課題を抱える障がい児者に対する夏レク(北広島市)
 - ・きたヒロシマ平和展・平和の灯記念事業(北広島市)
 - ・カレンダー等リサイクル市(北広島市社会福祉協議会)
 - ・ともに地域の学芸会、クリスマスイベント、会長お別れ会イベント(北広島市)
 - ・スマホお悩み相談室(北広島市)
 - ・雪かき交流祭り(北広島市団地地区)
 - ・保育園児との保育交流、交流体験事業、卒園記念事業「赤べこの色付け」(由仁町)
 - ・全国少年少女野球教室(芦別市)
- など

④地方公共団体等との連携・交流等

地域連携推進センターを中心として、北広島市、由仁町、神恵内村及び芦別市との包括連携のもと、学部の特性と教員の研究成果を生かし、地域に根ざす大学としての役割を果たすべく、物的・人的資源を社会に提供するとともに地域との幅広い交流を行った。

具体的には、令和 6(2024)年度も市町村や地域団体等の依頼によるセミナー講師派遣及び学生ボランティア派遣、審議委員や専門委員への教員派遣などを継続展開した。

8)教育研究体制の継続的な検討を行う。

①学科収容定員変更の届出

本学の教育理念である「必要とする人々のために新たな道を創造し、人々が共生しえる社会の実現をめざし、それを成し遂げる。」を達成するため、令和 7(2025)年度以降の入学定員並びに収容定員変更を次のとおり令和6(2024)年6月に文部科学省へ提出し、受理された。なお、本学全体の入学定員は260名、収容定員は1,040名であり、収容定員変更の前後で入学定員及び収容定員の増減は伴わないこととした。

- ・社会福祉学部社会福祉学科 入学定員 60名→40名、収容定員 240名→160名
- ・美術学部デザイン学科 入学定員 40名→50名、収容定員 160名→200名
- ・美術学部建築学科 入学定員 40名→50名、収容定員 160名→200名

②星槎大学との連携

平成 25(2013)年度に単位互換に関する包括協定の覚書を調印した。単位互換科目については各々のカリキュラム改訂に基づき適宜調整を行っている。現在、多様な学びを希望する学生が、星槎大学の幼稚園教諭・小学校教諭課程等の授業科目を修得しているとともに、資格・免許等取得のセーフティネットとして星槎大学通信教育課程の科目を修

得している。

③通信教育課程設置申請の検討等

令和 3(2021)年度に令和 5(2023)年度開設を目標とした経営学部経営学科通信教育課程の設置を学内決定し、文部科学省へ課程認定の申請を実施したが、入学者確保の見通しが示せず、令和 4(2022)年 10 月に申請を取り下げた。令和 6(2024)年度も課程認定に再チャレンジするための学内教育体制等の整備を継続した。

(2)経営・ガバナンス強化

1)学長のリーダーシップのもとで、大学のビジョン実現に向けて戦略性のある大学マネジメントを行う。

①令和 7～11 年度中期計画の策定

理事長諮問を受け、検討委員会（全教職員参加）が令和 5(2023)年 12 月末に答申した「星槎道都大学グランドデザイン 2040」及び「星槎道都大学ビジョン 2040—私たちがVUCA時代を生き抜くための 15 年ビジョン—」に基づき、令和 7 年度からの中期計画～ステークホルダーから愛され選ばれる大学へ～を策定し、経営企画会議の審議を経て、令和 7(2025)年 3 月開催の評議員会及び理事会で決定した。

②教育、研究、管理運営等PDCAサイクルによる大学運営、IR分析データ活用の強化

教育、研究、管理運営等PDCAサイクルによる大学運営の実現と分析データ活用の強化を図るため、令和 3(2021)年 10 月に「星槎道都大学内部質保証に関する方針」及び「内部質保証PDCAサイクル図」を策定するとともに、関連規程となる「教学マネジメント会議規程」、「教育改革有識者委員会規程」、「自己点検・評価運営規程」及び「学修成果の評価の方針」の整備を実施し体制を整え、令和 4(2022)年度より運用している。なお、令和 6(2024)年度は「星槎道都大学内部質保証に関する方針」、「内部質保証PDCAサイクル図」、「教学マネジメント会議規程」、「自己点検・評価運営規程」、「学修成果の評価の方針」を改訂、「教育改革有識者委員会規程」を廃止し、より効率的で実効性のある運用ができるよう強化を図った。

③人員配置、施設設備、経費配分の見直し等

本法人の「教職員数」は、教員については、3 学部 4 学科の構成、資格・免許課程専任教員の確保ということもあり、大学設置基準に対しての教員数が多くなっている。また、職員についても、教員と同様の理由により学生数に対しての職員数が多く、教職員一人あたりの学生数が全国同規模平均より少なくなっている。人事配置方針としては、新規事業の実施による増員を除き、教職員ともに現員を上回らない人員体制を基本として人員配置に取り組んだ。

また、施設設備については、老朽化した施設設備を財政の状況を踏まえた年次計画のもと修繕・交換等を行うことを基本として、令和 6(2024)年度も整備に取り組んだ。

なお、経費配分については、財政基盤の安定化の観点から「事業活動収入にしめる教育研究経費支出(減価償却額を除く。)の割合は、45%以下とする。」、「事業活動収入にしめる管理経費支出(減価償却額を除く。)の割合は、9%以下とする。」、「経常収入にしめる人件費支出の割合は、50%以下とする。」、「学納金にしめる助成金(奨学費)

支出(高等教育の修学支援新制度奨学費を除く。)の割合は、25%以下とする。」
ことを目標として設定し、経費配分を実施した。

2)中期計画の実現に向けて、教育研究組織や事務体制等を不断に見直す。

①機動的かつ効率的な組織体制への見直し等

令和 6(2024)年度は、大学事務局の課・センターのグループ区分を変更し、新たに学生募集強化のための学生募集グループを設置した。また、管理運営・教学支援・学生募集の各グループの責任者として、それぞれ事務部長を配置した。更に教学支援グループに教員の教育研究の推進をサポートする事務組織として教育研究支援課を新設した。

3)大学ガバナンス・コードを新たに策定し、ガバナンス・コードに基づく適切な大学運営を行う。

①大学ガバナンス・コードの周知と適切な運用・実施点検評価等

令和 3(2021)年 10 月に、より強固な経営基盤に立脚し、時代の変化に対応した大学づくりを進めることを目的とし、この法人の実状に即した公共性と自主性を基本とした自律的な「学校法人北海道星槎学園星槎道都大学ガバナンス・コード」を制定、点検・評価し本学ホームページにて公開している。

なお、令和 6(2024)年度は、令和 7(2025)年 3 月 1 日を基準日とする実施状況の点検・評価を行うとともに、令和 7(2025)年度から適用する次の事項を基本原則及び原則とした新たなガバナンス・コードを策定し、理事会で決定した。

○私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)

- ・建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立
- ・中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

○公共性・社会性の確保(社会貢献)

- ・教育研究活動の成果の社会への還元
- ・多様性への対応

○安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本)

- ・理事会の構成・運営方針の明確化
- ・監査機能の強化及び監事機能の実質化
- ・評議員会の構成・運営方針の明確化
- ・危機管理体制の確立

○透明性・信頼性の確保(情報公開)

- ・教育研究・経営に係る情報公開

4)教職員の能力開発を行うとともに、意欲を高める人事制度を構築する。

①業績評価制度の見直し、人事評価制度に基づく処遇反映

令和 6(2024)年度も継続して教職員の勤務意欲と能率の向上を図るため、人事評価規程に基づく「業務評価、発揮能力評価(職員のみ)、教育活動等評価(教員のみ)」並びに部下による「部門長業績評価」を実施した。部門長業績評価については、その結果を踏まえた「部門別運営会議」を開催し、各部門の業務改善に取り組んでいる。業務評価及

び教育活動等評価(教員対象)・発揮能力評価(職員のみ)については年末手当支給の参考資料とした。また、発揮能力評価(職員のみ)については、複数年の評価を勘案して今後の人事等に反映させることを目的に実施している。

②人事・給与関連規程等の見直し

令和 6(2024)年度は、人事評価実施要領の一部改正を実施し、業務評価制度の見直しを行った。

③SD活動の拡充等

SD活動については、平成 22(2010)年度から正式に法人設置の「SD推進委員会」を発足させ、同委員会においてSD活動内容を審議し、推進している。令和 6(2024)年度は、次のとおり事業を展開した。

・OJT

第 1 回「地方大学の生き残り戦略について」R06.04.11 開催

第 2 回「管内の交通事故情勢と改正道路交通法について(自転車の交通ルール)」

R06.08.26 開催

第 3 回「ハラスメントとは?それぞれの立場で気を付けるべきこと」R06.08.28 開催

第 4 回「情報セキュリティについて」R06.09.12 開催

・OFF-JT

令和 6(2024)年度は、日本私立大学協会北海道支部の初任者研修会に 2 人、中堅実務者研修会に 2 人・課長職相当者研修会に 1 人が参加した。また、大学各部門に関連する業者主催のWEBセミナー等へ多数が参加し、教育研究支援能力の資質向上に努めた。

5)教職員の業務効率等を改善する取り組みを行い、職場環境の改善を図る。

①部門間・部門内の情報共有化の徹底・総力結集型職場風土の確立

本学では、経営・教育に関する諸施策の策定・実行・評価の各段階において、部門間、部門内の情報・意見の徹底的交流を図ることによる総力結集型の職場風土を確立するため、「経営企画会議」・「情報共有会議」・「教授会」・「専門委員会」・「学科会議」・「事務局部門長会議」など各種会議や委員会を法人や大学に設置して、活発な意見交換のもと諸施策を策定し、実行・評価を実施している。令和 6(2024)年度も諸施策を実施するにあたり全教職員の意見や要望等を結集し大学改革に取り組んだ。

なお、令和 5(2023)年度は、全教職員が「新グランドデザイン検討委員会」の分科会に参加し、「グランドデザイン 2040(答申)」の策定に携わった。

②メンタルヘルスの取組等

平成 27(2015)年 12 月施行の労働安全衛生法の一部を改正する法律により、義務化された「ストレスチェック」を令和 6(2024)年度も継続実施し、本法律に基づく適切な学内対応を行った。なお、ストレスチェックの実施に当たっては、毎月開催する法人設置の「衛生委員会」において、結果報告書等について検証し、業務改善に向けた審議を行った。

6)コンプライアンスを遵守する取り組みを継続的に行う。

①法令理解と法令遵守の取り組み

法令遵守と法人・大学の倫理の確立を図り、健全で適正な法人・大学運営及び本学の社会的信頼の維持に資するため、また、私立学校法や学校教育法の改正等に対応するために法人及び大学の規則等の見直しや未整備になっていた事項について、以下のとおり規程整備を実施した。更に学内の情報共有を推進して経営・教育に関する諸施策の策定・実行・評価の各段階において、部門間、部門内の情報・意見の聴取を徹底的に図った。

また、令和6(2024)年度は昨年引き続き、令和7(2025)年度から施行される私立学校法の改正に関する説明会やセミナー等に参加し内容の理解を深めるとともに、改正規程案等を策定し、各審議機関での審議を経て、決定している。

【法人規程関係】

- ・学校法人北海道星槎学園 星槎道都大学中期計画(5カ年計画R2-6)(R06.04.01改訂)
- ・学校法人北海道星槎学園ガバナンス・コード(R06.04.01改訂)
- ・学校法人北海道星槎学園 職制及び分掌規程「別紙1「事務分掌表」(R06.04.01改正)
- ・学校法人北海道星槎学園 情報公開方針(R06.05.29制定)

【大学関係規程】

- ・星槎道都大学 学則(R06.04.01改訂)
- ・星槎道都大学 教授会規程(R06.04.01改訂)
- ・星槎道都大学の3つのポリシー[DP・CP・AP](R06.04.01改訂)
- ・星槎道都大学 自己点検・評価運営規程(R06.04.01改訂)
- ・星槎道都大学 教学マネジメント会議規程(R06.08.28改訂)
- ・星槎道都大学 学修成果の測定・評価計画[アセスメント・プラン](R06.08.28改訂)
- ・星槎道都大学 編入学・転入学規程(R06.09.01改訂)
- ・星槎道都大学 学費等納付規程(R06.04.01改訂)
- ・星槎道都大学 成績評価基準及び履修単位数の上限設定等に関する規程(R06.04.01改訂)
- ・星槎道都大学 在学生奨学金規程(R06.04.01改訂)
- ・星槎道都大学 在学生奨学金規程施行細則(R06.04.01改訂)
- ・星槎道都大学 特待生及び学費減免に関する規程(R06.04.01改訂)
- ・星槎道都大学 施設設備の貸与に関する内規(R06.04.01改訂)
- ・星槎道都大学 公的研究費の管理・監査に関する規程(R06.08.01改訂)
- ・星槎道都大学における公的研究費の不正防止基本計画(R06.08.01改訂)
- ・星槎道都大学 体育施設管理規程(R06.04.01改訂)
- ・星槎道都大学 教育職員の採用及び昇格規程(R06.09.01改正)
- ・星槎道都大学 研究倫理審査規程(R06.08.20改訂)
- ・星槎道都大学 研究倫理規程(R06.07.08制定)
- ・星槎道都大学 研究インテグリティの確保に関する規程(R06.08.01制定)
- ・星槎道都大学 体育系課外活動団体に関するガイドライン(R06.04.01制定)
- ・星槎道都大学 文化系課外活動団体に関するガイドライン(R06.04.01制定)
- ・星槎道都大学 同好会[課外活動団体]に関するガイドライン(R06.04.01制定)
- ・星槎道都大学 意見箱運営方針(R06.07.08改訂)

- ・星槎道都大学 通信教育科精神保健福祉士養成課程(短期)に関する規程 (R06.04.01 改訂)

②ガバナンス・コードの周知徹底

令和6(2024)年度も令和3(2021)年10月に制定した「学校法人北海道星槎学園星槎道都大学ガバナンス・コード」を本学ホームページに掲載し、学内外に周知した。

③寄附行為変更の検討と変更申請

令和7年度より適用となる改正私立学校法に基づく寄附行為の変更について、早期より理事会及び評議員会へ情報提供を行い、改正案の取りまとめを行った。また、令和6年5月開催の理事会及び評議員会において改正案の審議・決定を行い、文部科学省への変更申請を令和6(2024)年7月に実施し、令和6(2024)年9月3日付6文科高第824号にて認可された。

④内部統制システム等の整備

令和7年度より適用となる改正私立学校法に基づく内部統制システムの整備について、学内検討を実施し内部統制システム整備の基本方針を定め、基本方針に基づき次のとおり関連規程の制定・改正等を理事会等において決定した。

- ・学校法人北海道星槎学園 内部統制システム整備の基本方針 (R07.04.01 制定)
- ・学校法人北海道星槎学園 内部統制システム体制図〈イメージ〉 (R07.04.01 策定)
- ・学校法人北海道星槎学園 理事会運営規則 (R07.04.01 制定)
- ・学校法人北海道星槎学園 評議員会運営規則 (R07.04.01 制定)
- ・学校法人北海道星槎学園 理事の職務権限規程 (R07.04.01 制定)
- ・学校法人北海道星槎学園 経営企画会議規程 (R07.04.01 改正)
- ・学校法人北海道星槎学園 監事監査規程 (R07.04.01 改正)
- ・学校法人北海道星槎学園 公印取扱規程 (R07.04.01 改正)
- ・学校法人北海道星槎学園 リスク管理規程 (R7.04.01 改正)
- ・学校法人北海道星槎学園 コンプライアンス規程 (R07.04.01 制定)
- ・学校法人北海道星槎学園 公益通報者保護規程 (R07.04.01 改正)
- ・学校法人北海道星槎学園 個人情報保護に関する基本方針 (R07.04.01 改正)
- ・学校法人北海道星槎学園 事務専決規程 (R07.04.01 改訂)
- ・学校法人北海道星槎学園 文書管理規程 (R07.04.01 改正)
- ・学校法人北海道星槎学園 内部監査規程 (R07.04.01 制定)

⑤人権侵害防止の取り組み等

この法人では、全教職員及び在籍する全学生の基本的人権の保障、個人の尊厳の確保、男女平等の実現を図り、健全な環境のもとで教育、研究、学習及び労働に専念できるよう、ハラスメントの防止及び排除、ハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応するため、「学校法人北海道星槎学園ハラスメントの防止に関する規程(H29.04.01 改訂)」及び相談窓口取扱規程など関連する規程を定め、適切に人権侵害防止の取り組みを実施している。

7)大学の重要なパートナーであるステークホルダーとの連携を強化し、大学運営の改善を図

る。

①在学生・卒業生・保護者・地域住民等との連携強化等

在学生については、学修支援・学生生活・学修環境等についての意見や要望を把握するための機会が各種アンケートや面談等及び「学生FD推進委員会」の活動を通して設けられ、それらの意見や要望をもとに大学運営に関し令和6(2024)年度も改善が図られた。卒業生については、「星槎道都大学同窓会」を中心に大学との連携の活動が実施されているが、令和6(2024)年5月開催の同窓会役員会において、本年度の主な活動計画が策定され、北見支部総会など支部活動を中心とする活動が実施された。保護者については、「星槎道都大学保護者会」を中心に大学と連携する活動が実施されており、令和6(2024)年5月開催の保護者会代議員会(役員会)において、本年度の主な活動計画が策定され、総会や地区懇談会等を10月下旬から11月上旬にかけて実施した。地域住民については、前述のとおり地域住民を受入れた大学祭を6月に開催し、連携強化を図る機会を設けた。また、地元産業界などの外部委員を含む「教学マネジメント会議」を年2回開催し、大学運営に関わる意見の聴取を行った。

(3)情報公開

1)本学の諸活動に関する情報についてホームページ等を通してわかりやすく提供、発信する。

①法人及び大学概要・事業概要・財務概要の公開、大学ガバナンス・コードの公開

平成23(2011)年度学校教育法の改正により義務化されている「教育研究情報の公開」項目はもとより、その他法人概要、大学研究教育内容や学生アンケート結果等を積極的にホームページ上で公開し、透明性の確保等に継続的に努めた。

なお、ガバナンス・コードの公開は、前述のとおりとなる。

②教育研究事業のメディアへの発信

学園の教育研究活動を広く社会的にアピールするためのパブリシティ強化策として、学園広報誌「Star Rafter(星の槎)」を年2回発行した。また、平成30(2018)年度より本学ホームページの学科BLOGの充実を目標に掲げ、各学科の教育研究の活動内容を適宜発信している。更に地元新聞社等へ本学の教育研究活動内容の情報提供を積極的に行い、記事の掲載をもって地元市民などへ活動内容の発信を行った。

③IR活動アンケート調査等の公開

本学では、平成30(2018)年9月に制定された「学修成果の評価の方針(アセスメントポリシー)」に基づき、以下の学生の入学時から卒業時までの調査を行い、結果をホームページに公表している。

1. 大学での学び実態調査
2. 大学教育の成果に関するアンケート
3. 卒業時満足度調査
4. 新入生アンケート
5. その他(通算 GPA、総修得単位数、成績評価状況、教育職員免許状取得者数、資格取得状況、課外活動状況など)

④ SNS 活用情報発信の充実等

令和 6(2024)年度も図書情報センターや入試広報課を中心に、Facebook・X・TikTok・YouTube 等 SNS が活用され、本学の教育・スポーツ・入試情報などがタイムリーにステークホルダーへ提供され、情報発信の充実に向け取り組んだ。

(4) 財政基盤の安定化

1) 財政基盤を含む総合経営力を強化し、中期計画実現に向けた戦略的な資源配分を行うための取り組みを行う。

① 中期財政計画、中期人件費計画の策定

中期的な財政・人件費計画として、「学校法人北海道星槎学園星槎道都大学中期計画(令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度)」及び「学校法人北海道星槎学園経営改善計画(令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度)」に計画を盛り込み策定し、計画的な運営を実施している。令和 6(2024)年度はこれら計画の最終年度となるが、「中期計画」及び「経営改善計画」における進捗状況を検証し、次期中期計画・経営改善計画の策定に取り組んだ。

② 管理的経費の抑制

令和 6(2024)年度の管理的経費の抑制策として、引き続き 6 月から 9 月末までクールビズ期間を設定し、室内温度管理を実施することで冷房費の削減に取り組んだ。また、照明の LED 化による消費電力低減に努めるとともに、物品購入費、保守点検管理費、電気料金及びリース料等について総合的に管理的経費の削減に取り組んだ。

③ 予実管理の見直し等

令和 6(2024)年度も「中期計画」に基づく必要最小限な単年度予算について、予算部門単位別に経理課が予算要求書の提出を受け、その後、常務理事とのヒアリングによる内容精査及び修正を実施した上で最終予算案とし、最終決定は「寄附行為」に基づき評議員会の承認を経て理事会で決定した。予算執行管理については、予算部門単位別に各部署が管理するとともに経理課によって把握され、当期予算と決算の大幅な乖離が生じないよう適正に更正予算を決定し、適正な会計処理等を実施した。

2) 大学の収入を増加させる方策に積極的に取り組む。

① 入学定員充足による学納金収入の確保

令和 6(2024)年度入学者は 243 人、入学定員 260 人に対する充足率は 93.5%という結果であった。学納金収入の確保のため、次年度の入学定員充足を目指し広報活動等の強化を行った結果、私立大学の約 6 割が入学定員割れをおこしているにもかかわらず、令和 7(2025)年度は入学者 268 人、入学定員充足率 103.1%と改善することができた。ここ数年の推移を参考までに記すと、令和 3(2021)年度入学者数 290 人(充足率 111.5%)、令和 4(2022)年度入学者数 275 人(充足率 105.8%)、令和 5(2023)年度入学者数 268 人(充足率 103.1%)であった。

令和 6(2024)年度の学納金収入は、5 月更正予算で 1,260 百万円を予定していたが決算では 1,264 百万円、少額ではあるが約 4 百万円の増額となった。なお、対令和 5(2023)年度比では約 43 百万円の減額となり、総在籍者数の減少により学納金収入が減少した

が、令和6(2024)年度予算額に対して適正な学納金収入を確保できた。

②学納金以外収入の獲得体制強化・附帯教育事業の入学定員確保・留学生別科・短期留学生受入の確保

令和6(2024)年度は、附帯教育事業の通信教育課程(指定保育士養成課程、社会福祉士養成課程、精神保健福祉士養成課程など)の入学定員確保及び29百万円程度の収入確保を目標に体制強化に取り組んだ結果、多数の課程で定員確保には至らなかったが計画どおり約29百万円の収入を確保し、収入計画を達成することができた。また、留学生別科については、平成29(2017)年10月から日本語専攻コース(定員30人・1年課程)の運営を始め、令和6(2024)年度も少人数ではあるが4月3人、10月1人の入学生を受入れた。

なお、短期留学となる特別科目等履修生については夏・冬期併せて19人を受入れた。

③学生助成金(奨学金)の抑制

令和6(2024)年度は、入学生の獲得状況を踏まえながら特待生、スポーツ特待生、私費外国人留学生、本学独自の奨学金・特典制度などの学生助成金(奨学金)の計画的な抑制に取り組んだ。その結果、令和5(2023)年度助成金比率21.2%(学納金にしめる助成金・奨学費支出(高等教育の修学支援制度分を除く))が20.2%となり、1ポイント抑制された。

3)施設設備の運用計画等により、資産の効率的な利活用を進める。

①施設設備の運用管理方針策定、管理制度・体制の見直し、施設配置及び施設利用の見直し等

令和6(2024)年度は、水光熱費の値上がりに対応するため「星槎道都大学施設設備の貸与に関する内規」を改訂し、利用料金の値上げを実施した。実績としては、北海道保育士国家試験、建設機械化協会国家試験、英語検定等へ施設設備の貸与を実施し、3,838千円程度の収入を得た。

(5)入学定員確保

1)アドミッション・ポリシーに従って、入学者の受け入れを行う。

①入学試験制度の改善

令和6(2024)年度も入学試験においては、学力の3要素を多面的に判定する入学試験となる一般選抜、学校推薦型選抜、総合選抜の多様な試験を実施し、アドミッション・ポリシーに従った入学者の受け入れを行った。

なお、各入学試験においては、令和5(2023)年度より一般入試、共通テスト利用入試による学科併願を可能とする入試改革を行い、その入学試験結果を踏まえ、インターネット出願の拡大を図った。

②試験期毎の入学者目標数の明確化、柔軟な広報活動施策の展開等

入学定員260人に対して試験期毎の入学者目標数を明確化し、入学者確保の状況をより正確に把握し、柔軟な広報活動の施策を展開した。その結果18歳人口の減少などの影響で入試状況が厳しさを増す中、令和7(2025)年度入学生数が268人で定員を上回る結果となった。

2)入学定員を確保するための諸方策に全学的に取り組む。

①オープンキャンパス・高校訪問・パンフレット作成・募集広告等の綿密な計画策定

令和 6(2024)年度は、広報担当職員の増員を図り、且つコロナ禍で培った有効な広報戦略を生かしつつ、積極的な広報活動を展開した。高校訪問については、訪問担当者数の増員により計画した訪問回数を適正に実施するとともに、事前予約確認を行った上でタイムリーに実施することができた。オープンキャンパスについては、2部制の対面オープンキャンパスを中心に実施、更に出張オープンキャンパス(旭川・帯広・釧路・室蘭・函館・北見)、WEBオープンキャンパス、大学説明会を開催した。そのほかSNSを利用したライブ配信・動画配信・テレビCMなどの広報活動を展開するとともに、大学案内(入試パンフレット)の内容充実、本学独自の経済支援制度を効果的に伝えるためのパンフレット及び学科別のサブパンフレット作成などを戦略的に実施した。

②ホームページ・SNS利用の情報発信の充実

大学イメージに直結するホームページについては、令和 7(2025)年 3月に全面リニューアルを実施するとともに、大学各部署のタイムリーな情報を即座に提供できる様、汎用性を高めた。また、令和 6(2024)年度も図書情報センターや入試広報課を中心に、Facebook・X(旧 Twitter)・TikTok・YouTube等 SNSが活用され、本学の教育・スポーツ・入試情報などがタイムリーにステークホルダーへ提供された。

③高校出張授業・個別大学見学会の拡大

令和 6(2024)年度も北海道内の高等学校に対して出張授業プログラムを郵送するとともに、高等学校訪問時に積極的な出張授業と個別大学見学会の広報を展開した。出張授業・進路講演の派遣・リモートによる実施数や個別大学見学会は、新型コロナ禍以前の状況に戻り申し込みが増加した。

④高校生向けコンクール・大会などの充実

令和 6(2024)年度も美術学部デザイン学科が主催する高校生カードアート大賞展及び同建築学科が主催する高校生住宅設計コンクール、インテリアデザインコンクールを開催し、美術・デザインや建築に関心のある高校生及び関係高等学校への知名度アップを図った。

⑤グループ校・高大連携校との連携強化

高大連携として、平成 25(2013)年度に星槎グループ校である星槎国際高等学校並びに地元北広島市の北海道北広島西高等学校、平成 26(2014)年度に北海道名寄産業高等学校、平成 27(2015)年度旭川明成高等学校、平成 28(2016)年 5月に札幌市立札幌平岸高等学校と同年 9月北海道石狩翔陽高等学校、平成 29(2017)年 4月に札幌新陽高等学校と相互の教育に係る交流・連携を通じて、両課程における学修効果の向上を期して、一層魅力ある高校教育及び大学教育を実現するため連携協定を締結している。また、大学間連携として、星槎グループ校の星槎大学と建学の精神を共有しつつ互惠平等の立場で、それぞれの大学への推薦および受入れ、単位互換を行うことについて合意する協定を締結している。更に令和 6(2024)年度は 8月に静岡福祉大学、12月に北海道医療大学と双方の緊密な関係と相互理解に基づき、教育、研究、その他の諸活動の分野において学術的及び文化的な交流を行うこと、地域活性化及び地域人材の育成に関する協力をを行うことを目的として大学間交流協定を新たに締結した。また、専大間連携として旭川福祉専門

学校との連携協定を締結している。なお、令和 6(2024)年度は、継続して星槎国際高等学校の各学習センターと出身学生の教育情報交換を行う「内部進学者情報共有会議」を定期的に開催したほか、旭川明成高等学校との複数回に及ぶ連携授業を行い、高大連携校との連携を強化した。

⑥留学生受入と学修・生活・就職支援体制の強化、海外協定大学の拡大

令和 6(2024)年度は、引き続き留学生への直接支援として、学費助成や学生食堂券無料配布事業を展開するとともに、国際交流センターを中心とする修学・生活支援、キャリア支援センターを中心とする留学生キャリア支援講座の充実に努めた。留学生の受け入れ強化策としては、日本語学校訪問・説明会の実施、短期留学プログラム、教職員の海外派遣・受入等を実施して交流を強化している。また、引き続き日本大学連合学力試験(JPUE)に参画し、2025・2026 年度入学留学生の受入に向け、中国及び台湾を中心とした活動を実施した。海外の教育協定校は、令和 6(2024)年度現在 12 校となり、留学生の受入体制は年々強化されている。

⑦編入学生の受入強化等

短期大学はもとより専修学校専門課程からの編入学の増大を目指し、北海道内をターゲットとしたパンフレット等配布を展開した。また、前述のとおり海外協定校との連携により編入留学生の受け入れを実施した結果、令和 7(2025)年度の国内短大・専門学校からの編入学生は 3 人、海外の教育協定校等からの編入学は 3 人となった。

(6)教育環境整備計画

1)老朽化した施設設備について、財政状況を踏まえた年次計画のもと修繕・交換等を行う。

①第 2 キャンパス校舎の耐震化計画の策定

本学の建物中で唯一耐震化されていない第 2 キャンパス校舎(課外活動等使用)について、令和 5(2023)年度耐震化と建築・設備改修を含む基本設計計画を策定し、概算見積もりを依頼した。令和 6(2024)年度は、実施設計業者の選定を行うとともに、理事会において工事業者の選定方法及び発注業者の選定を実施し、発注業者を決定した。また、文部科学省へ耐震化部分の私立学校施設整備費補助金の申請を行い、交付決定通知を令和 7(2025)年 4 月 1 日付で受け取っている。なお、工事期間は令和 7 年 4 月 14 日～同年 10 月末を予定している。

②校舎・設備の補修計画の策定等

令和 6(2024)年度は、冷房未設置となる 1 号館研究室、2 号館教室・研究室、アトリエ棟教室・研究室へのエアコン設置(私立学校施設整備費補助金対象事業)を実施するとともに、校舎・施設点検による修繕必要箇所の優先度の高い工事(1 号館外壁工事・非常用外部階段工事など)を実施した。

2)野外教育施設について、財政状況を踏まえた年次計画のもと整備を行う。

①野球場施設の整備、サッカー・ラグビー場施設の整備等

令和 6(2024)年度は、毎年実施しているサッカー・ラグビー場及び野球場外野の天然芝保守を実施するとともに、野球場内野・屋外ブルペンの整備、野球場バッティングゲ

ージやサッカー場芝刈り機の新規購入等を実施した。

(7)グローバル化、ICT化

1)社会的使命を果たすため着眼「世界」着手「地域」のグローバル人材を育成する。

①地域での教育活動の多様な展開

グローバル人材の育成を目指して、学生の人間性、社会性の向上に務めるため演習及び実習教育の充実に向けて、基礎ゼミナールなど多様な演習・実習科目を配置し、地域をキャンパスとする教育活動の取り組みを実施した。また、令和3(2021)年度カリキュラムよりサブメジャー・プログラムを導入し、地域の課題解決などの多彩なプログラムを展開して課題探求・問題解決能力の育成を総合的に行っている。

②学生・教職員の海外派遣

令和6(2024)年度は、9月に中華民国(台湾)へ国際交流センター職員を派遣し、交流校の樹人医護管理専科学校などとの交流を図った。

③留学生の積極的受け入れ等

短期留学プログラム等を実施して、積極的な留学生受け入れを実施し、令和6(2024)年度は夏・冬期併せて19人の学生を受け入れた。また、リモートにより留学生個別面談や協定校での説明会を実施した。

2)教育の質向上や大学の知の国内外へ発信の観点から、多様なメディアを活用した遠隔教育等、ICTを利活用した教育を推進する。

①ICT利活用教育の運用技術支援

令和6(2024)年度も図書情報センター所属の教職員を中心に、本学教職員・学生に無償提供しているMicrosoft オフィス 365 を使用したICT利活用教育について運用技術支援を継続的に実施するとともに、併せて学務課等が学生カルテ・ポートフォリオ、WEBシラバスシステム、出席管理システム、教科書注文システム等のICTが利活用できるよう教員を支援した。

②遠隔授業への対応

令和6(2024)年度も、全ての研究室や教室からの遠隔授業配信がストレスのない状況を提供するため学内Wi-Fiを一層整備するとともに、各教員が緊急時に備えていつでもMicrosoft オフィス 365 のチームズによる授業配信を可能とする準備を実施したほか、補講等における授業やオリエンテーション、ガイダンスにおいて遠隔システムが活用された。

③学生アンケートシステムの充実

令和6(2024)年度は、引き続き学生の授業改善アンケートWEBシステムにて、学生の自由記述意見を含むアンケート結果を集計し、その結果を各担当教員にフィードバックして、教員はフィードバックコメントを学生へ提供した。また、教職員及び学生に無償提供しているMicrosoft・オフィス 365 のフォームズの機能を利用し、各種アンケート回収をスムーズに行える環境を整えた。

④数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度(リテラシーレベル)プラスへの

申請

令和 6(2024)年度は、Society 5.0 をはじめとした情報技術の急速な発展(社会の変化)に対応するため、経営・社会福祉・デザイン・建築の専門分野における専門知識・技術を持ち、それらを人々と協働しながら ICT・データサイエンス・AI・IoT などの情報技術の知見で考え、利活用して表現することで、さらなる課題解決や社会貢献ができる人材を育成するため、文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム(リテラシーレベル)」に継続認定された。

なお、令和 6(2024)年度は、大学等の特性に応じた特色ある取組が実施されていることが選定要件となる同プログラム(リテラシーレベル)プラスへの申請検討を行った。

3) ICTの利活用環境の計画的な整備を行う。

①学内コンピュータ室の計画的な整備等

コンピュータ関連の演習・実習施設として、1号館にコンピュータ室、マルチメディア教室、OA機器実習室を整備して、主に社会福祉学部及び経営学部の演習・実習で使用している。また、2号館に第1コンピュータ室、ハイテクアート室、第2・第3コンピュータ室を整備し、主に美術学部デザイン学科のCG・映像関係授業及び同建築学科のCAD授業で使用している。いずれも使用する各学部・学科の特色に応じたコンピュータ(Mac・Windows)とソフトウェアの構成となっており、授業時間外でも担当教員への申し出により、学生が自己学修のできる体制となっている。

なお、令和 6(2024)年度は、2号館の第3コンピュータ室の入替計画を策定し、令和 7(2025)年4月に導入することを決定した。

(8)計画実現のためのPDCA体制

1)自己点検・評価やアセスメントポリシーに基づく調査等を行い、法人や大学運営の質の向上に反映させる。

①「内部質保証に関する方針」に基づくPDCAサイクルの確立等

教育、研究、管理運営等PDCAサイクルによる大学運営の実現と分析データ活用の強化を図るため、令和 3(2021)年10月に「星槎道都大学内部質保証に関する方針」及び「内部質保証PDCAサイクル図」を策定するとともに、関連規程となる「星槎道都大学教学マネジメント会議規程」、「星槎道都大学 自己点検・評価運営規程」、「星槎道都大学 教育改革有識者委員会規程」及び「星槎道都大学 学修成果の評価の方針(アセスメントポリシー)」の規程整備を実施して体制を整えた。

なお、令和 6(2024)年度は、「星槎道都大学内部質保証に関する方針」及び「内部質保証PDCAサイクル図」の改訂、更に関連するアセスメント・プランや関連規程の改訂を実施し、PDCAサイクルの実効性や有効性を高める改革を実施した。